富里市

記 者 会 見 資 料 5

令和８年１１月２７日



非喫食者に対する給食費相当額の支給

～ 給食を食べていない児童・生徒への対応 ～

小中学校の学校給食費を完全無償化したことに伴い、食物アレルギーや入院、疾病などの理由により恒常的（１年以上や学期間など連続してまとまった期間）に学校給食を食べていない児童生徒の保護者に給食費相当額を支給し経済的負担を軽減します。

１　支給対象者

富里市立小中学校に在籍し、次の要件全てに該当する児童生徒

〇やむを得ない理由により恒常的に給食を食べていない

〇所属学校長から給食センターへ給食停止届が提出されている

〇生活保護の教育扶助を受けていない

〇国や他の地方公共団体から同主旨の補助等を受けていない

２　支給額

給食費月額×非喫食月数

小学生　月額：4,490 円

中学生　月額：5,350 円

※本事業は、給食費負担軽減交付金を活用し実施します。



３　対象期間

令和８年４月から令和９年３月まで（８月を除く。）

※令和９年度以降も継続して実施する予定です。

４　対象見込人数

11人（小学生５人、中学生６人）

※本事業に係る経費については、12月定例会に補正予算案として提出します。



問合せ先
担　当　教育部学校教育課学校給食センター業務班
担当者　木村、高橋
電　話　０４７６－９３－２５５０【直通】
ＦＡＸ　０４７６－９３－２５７２
メール　gakkyou-edu@city.tomisato.lg.jp

